

持続可能な観光国際年記念シンポジウムにおける  
歓迎レセプション及びテクニカルビジット実施業務企画提案コンペ参加仕様書

1. 委託業務の目的

三重県では、G7 伊勢志摩サミットにより世界中に高まった本県の地名度を活かし、国際会議等 MICE を誘致・開催しているところです。

今回、この一環として、10 月 17 日～19 日に開催が決定している「持続可能な観光国際年記念シンポジウム」について、地元歓迎レセプションとテクニカルビジット（視察）を実施することで、シンポジウムへ参加している国連世界観光機構（UNWTO）加盟国の方々等へ、三重県の魅力を伝え、MICE 開催地として、さらなるブランドイメージの確立を図ることをめざします。

2. 「持続可能な観光国際年記念シンポジウム」の全体像

2015 年開催の国連総会において 2017 年を「持続可能な観光国際年」とする旨の決議がなされたことを踏まえ、観光庁が国連世界観光機構（UNWTO）等と協力し、観光国際シンポジウムを国内で開催することとなり、本年 10 月に三重県で開催されることが決定しました。

【三重会議】

日程：10 月 17 日（火）～19 日（木）

会場：17 日夜 地元主催歓迎レセプション（鳥羽マリンターミナル）

18 日終日 シンポジウム（鳥羽国際ホテル）

18 日夜 観光庁主催レセプション（場所未定）

19 日 テクニカルビジット（県内視察）

シンポジウム（18 日）参加予定者数：200 名程度

主な参加者は、国連世界観光機関（UNWTO）加盟国の観光担当部局、加盟地域、賛助会員、テーマ関連の団体、自治体首長、大学、国連世界観光機関駐日事務所等

テーマ（仮称）：観光業の持続可能な発展における女性の役割

主催：観光庁、三重県／後援：国連世界観光機構（UNWTO）（予定）

（参考）国連世界観光機構（UNWTO）とは

経済的発展、国際間の理解、平和及び繁栄に寄与するため、並びに人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を普遍的に尊重し、及び遵守することに寄与するため、観光を振興し及び発展させることを根本目的とする国連専門機関です。

加盟国：156 か国、加盟地域：6 地域、賛助会員：500 以上

3. 委託業務の概要

上記 2 の全体像のうち、三重県が担う、地元主催の歓迎レセプションの開催、

テクニカル・ビジット（県内視察）等の手配について委託する。

（１）委託事業名：持続可能な観光国際年記念シンポジウムにおける歓迎レセプション及びテクニカルビジット実施業務

（２）委託期間：契約締結日から平成 30 年 3 月 20 日（火）まで

（３）委託内容：次の 3 点

①歓迎レセプションの企画・開催運営

②観光庁主催レセプションへの三重県側通訳の手配

③テクニカルビジット（視察）の手配と運営実施

その他、全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。

以下に詳しく記載します。

①歓迎レセプションの企画・開催運営

開催日時：平成 29 年 10 月 17 日（火）19 時～21 時

会場：鳥羽マリンターミナル 2F 「交流ラウンジ」「交流デッキ（屋外）」  
（鳥羽市鳥羽 1 丁目 2383 番地 51）

参加者：合計 70 名程度。

国連世界観光機構（UNWTO）加盟国、加盟地域、賛助会員等の  
外国人参加者、観光庁幹部、UNWTO 幹部、三重県知事、鳥羽市長  
の約 60 名。

シンポジウムの登壇者など三重県内関係者約 10 名。

主催：三重県・鳥羽市

◆次のものは、別途手配するので本委託費に含めないでください。

- ・施設正面玄関と交流ラウンジ内の看板、受付スタンド表示。
- ・交流デッキへのテントの設営。
- ・県内参加者対応のボランティア通訳（英語・国際交流財団）3 名の手配と費用。時間：1 名 17 時 30 分～21 時 10 分。2 名 18 時～21 時 10 分。
- ・参加者へお渡しするお土産の手配と費用。
- ・司会者は、委託者が用意します。
- ・アトラクションの手配と謝礼。
- ・料理（ビュッフェスタイル）の手配と費用。

◆次のものを本委託費で提案してください。

- ・歓迎レセプション開催の提案内容にあわせて、音響（司会・あいさつマイク、BGM）、照明（挨拶箇所のスポット、その他、より華やかに演出するために必要に応じて）の設営・操作をしてください。（鳥羽マリンターミナル「交流ラウンジ」備え付けの音響設備はありません。音楽を再生する機器也没有ありません。）
- ・鳥羽マリンターミナルの使用料。

「交流ラウンジ」「交流デッキ」15時～21時30分

「会議室（控室として）」18時～21時

鳥羽マリンターミナルの備品の椅子 92 脚（白 38、黒 12、メッシュ 12、会議いす 30）、テーブル（楕円 1 台、丸テーブル（中）6 台、丸テーブル（小）6 台、メッシュ丸テーブル 3 台、会議長机 9 台）、ハイチェア—6 脚は、無償で使用いただけます。交流デッキ、交流ラウンジで使用可。

- ・ 備品の椅子を使って交流ラウンジへお客様用の椅子を 60 脚程度、配置してください。
- ・ 交流デッキにテントが設置されますので、テント内へ備品の椅子・テーブルを使用して約 20 席を配置してください。
- ・ 施設正面玄関に受付を設置してください。机は会議室の机が使用できます。区分は「海外参加者」「日本参加者」「県内参加者」の 3 区分とします。
- ・ 本委託費で招待する参加者約 60 名のほかに、県内参加者として自己負担の参加者が約 10 名あるため、当日、受付にて会費の徴収を行い領収書を発行するとともに、当該業務を担うスタッフを配置してください。なお、自己負担の参加者約 10 名分については本委託費に含めないでください。
- ・ 挨拶箇所、入口等に装花装飾をしてください。
- ・ ドリンクを提供するテーブル及びドリンクテーブルとは別途設置する地酒コーナーを設置ください（会議室の机が使用可。テーブルクロスを準備してください）。料理（ビュッフェスタイル）の配置は、交流ラウンジ備品の楕円テーブルを想定しています。テーブルクロスを準備してください。
- ・ 「とばーがー」を提供する屋台で使用する台（長机サイズ 1×2 店分を想定。会議室の机が使用可。）を設置してください。
- ・ ビュッフェ料理を補給・サーブするスタッフの配置について委託者の指定する事業者へ手配してください。指定する事業者については別紙 1 をご覧ください。（ビュッフェ料理自体は別途手配します。）
- ・ 地酒コーナーで提供する伊勢志摩サミットで使われた地酒 3 銘柄以上かつ 4 本以上、そして、一般的なビール・ワイン・ソフトドリンクの手配、また、それらをサーブするための備品とスタッフの配置について委託者の指定する事業者へ手配してください。指定する事業者については別紙 1 をご覧ください。
- ・ 歓迎レセプションの進行は、別紙 1 を予定しています。進行は委託者が管理しますが、委託者と連携して、これらの進行に関する必要な手配を行ってください。
- ・ 知事対応の通訳として、委託者の指定する通訳案内士（英語）1 名を 18 時～21 時の時間で手配してください。委託者の指定する通訳案内士の名簿は別途お渡ししますので 9 ページの連絡先まで、ご連絡ください。

②観光庁主催レセプションへの三重県側通訳の手配

開催日時：平成 29 年 10 月 18 日（水）19 時～21 時

会場：未定（鳥羽市内）

- ・三重県観光局長対応の通訳として、当方の指定する通訳案内士（英語）を 18 時 30 分～21 時の時間で手配してください。

③テクニカルビジット（視察）の手配と運営実施

日時：平成 29 年 10 月 19 日（木）9 時～14 時

参加者：約 60 名。国連世界観光機構（UNWTO）加盟国、加盟地域、賛助会員等の外国人参加者、観光庁幹部、UNWTO 幹部。

主催：三重県

- ・鳥羽国際ホテルを出発地として、A コース、B コースの 2 コースをそれぞれバス 1 台で、下記の訪問先で実施してください。行程案は別紙 2 のとおり。

A コース（真珠&伊勢神宮コース）40 名：

ミキモト真珠島（海女の実演・真珠博物館・ショップ）、伊勢神宮内宮、おかげ横丁、大黒ホール又は、はいからさん（ビュッフェランチ税込 2,000 円）

B コース（エコツアー体験&真珠の産業観光コース）：20 名

海島遊民くらぶ（エコツアー体験 1,600 円税込）、ミキモト真珠島（海女の実演・真珠博物館・ショップ・御木本幸吉記念館）、鳥羽マルシェ（ビュッフェランチ 1,480 円税込）

- ・各訪問先の入館料や体験料、ランチの料金を本委託費に含めること。
- ・通訳兼ガイドとして、委託者の指定する通訳案内士（英語）2 名を手配すること。

時間：A コース 8 時 30 分～14 時 15 分。B コース 8 時 30 分～14 時。

- ・バスガイドは不要です。
- ・その他、テクニカルビジット（視察）に必要な提案をお願いします。

（4）契約上限額

999,820 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- （1）当該企画コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （2）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- （3）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期

間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税金並びに消費税及び地方消費税について滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 提案は、1事業者につき1件までとします。

## 5. 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める企画提案資料を提出期限までに提出すること。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「持続可能な国際観光年記念シンポジウムにおける歓迎レセプション及びテクニカルビジット実施事業企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、総合的に審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

### (1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

#### ①企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）・・・1部

※「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。

#### ②見積書（任意様式）・・・8部（正本1部、コピー7部）

#### ③企画提案書（様式任意）・・・8部（正本1部、コピー7部）

#### ④実施スケジュール（任意様式）・・・8部

#### ⑤提案事業者の概要書

・事業者の活動概要がわかる資料（自社パンフレット等）・・・8部

#### ⑥契約実績証明書（様式3）・・・1部

・過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書。

### (2) 提出期限 平成29年9月6日（水）17時必着

### (3) 提出先 〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

三重県雇用経済部 観光局 海外誘客課

### (4) 提出方法 上記提出先へ持参又は郵送による送付に限ります。

### (5) 受理の確認 企画提案書を郵送で提出する場合は、提出期限までに電話で担当課へ書類受理の確認をすること。

### (6) 第1次審査（書類審査）の実施

・実施日時 平成29年9月7日（木）午前中を予定

（なお、申込数が5件に満たない場合は、第1次審査を省略します。）

（7）第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

・実施日時 平成29年9月7日（木）を予定

（8）選定のための評価基準

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

（ア）企画性（5点）

- ・事業の目的をよく理解し、仕様書の主要な要件を満たした適切な提案内容となっているか。
- ・実施スケジュールなど、業務の目的が達成できるものとなっているか。
- ・三重県の魅力を伝える効果的な内容になっているか。

（イ）業務推進性（5点）

- ・組織体制、業務拠点、業務従事者、経験・実績など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。

（ウ）経済合理性（5点）

- ・費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。

（9）審査の結果

①第1次審査（書類審査）

審査の結果は、5者を決定した後、提案したすべてのものに対して速やかに通知します。（電子メールおよび文書）

②第2次審査（プレゼンテーション審査）

審査の結果は、最優秀受託候補者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。（電子メール及び文書）

6. 最優秀受託候補者に提出を求める資料の内容

（1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し（発行手数料は有料。）。

（2）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し（発行手数料は無料。）。

7. 契約方法に関する事項

（1）契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。

（2）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しく

は申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

## 8. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

## 9. 委託料の支払い方法、支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

## 10. 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 11. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 12. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、

納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 13. 企画提案にあたっての質問の受付及び回答

#### (1) 質問の受付期間

平成29年8月29日(火)13時まで

#### (2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、15に記載する担当課まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

#### (3) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

#### (4) 質問に対する回答

いただいた質問には、電子メール、ファクシミリ、電話のいずれかにより回答させていただくとともに、平成29年8月30日(水)17時までに、三重県のホームページに掲載させていただきます。

### 14. その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (5) 提出いただいた応募書類等については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用しては

なりません。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とします。

なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた事務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。

- (8) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

#### 15. 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 観光局 海外誘客課 担当：古市

TEL:059-224-2847 FAX:059-224-2482 E-mail [inbound@pref.mie.jp](mailto:inbound@pref.mie.jp)